

# 山口県報

平成18年  
4月28日  
(金曜日)

## 目 次

規則  
健康増進法施行細則の一部を改正する規則（健康増進課）……………



健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第百十二号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年山口県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。  
別記第五号様式（その一）の表

所 在 地	
-------	--

所 在 地		
利用者の身体の状態等についての評価の実施の有無		有・無
利用者の食事の摂取量及び嗜好に関する調査の実施の有無		有・無

食品使用量及び食品構成（常食）

を

に

を

食品使用量及び食品構成（一般食）

食品使用量及び食品構成（一般食）		食品構成の量	
栄養素等	1人1日当たり給与栄養量	栄養素等	1人1日当たり給与栄養量
エネルギー	kcal	エネルギー	kcal
たんぱく質	g	たんぱく質	g
脂	g	脂	g
カルシウム	mg	カルシウム	mg
鉄	mg	鉄	mg
ビタミンA	μg	ビタミンA	μg
ビタミンB1	mg	ビタミンB1	mg
ビタミンB2	mg	ビタミンB2	mg
ビタミンC	mg	ビタミンC	mg
穀類	%	穀類	%
エネルギー性	%	エネルギー性	%
動物たんぱく質比	%	動物たんぱく質比	%
脂たんぱく質比	%	脂たんぱく質比	%
エネルギー比	%	エネルギー比	%
荷重平均栄養所要量(常食)	たんぱく質 kcal	エネルギー	kcal
	g		g

①の欄中

食品使用量及び給与栄養目標量（一般食）		給与栄養目標値	
栄養素	1人1日当たり給与栄養量	栄養素	1人1日当たり給与栄養量
たんぱく質	g	たんぱく質	g
脂	g	脂	g
炭水化物	g	炭水化物	g
食物繊維	g	食物繊維	g
ビタミンB1	mg	ビタミンB1	mg
ビタミンB2	mg	ビタミンB2	mg
ビタミンC	mg	ビタミンC	mg
ビタミンA	μgRE	ビタミンA	μgRE
カルシウム	mg	カルシウム	mg

①の欄中、①の注4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加えること。

鉄		鉄	
ナトリウム	mg	ナトリウム	mg
推奨エネルギー必要量	mg	推奨エネルギー必要量	mg
最も大きい者	kcal	最も大きい者	kcal
最も小さい者	kcal	最も小さい者	kcal
給与エネルギー目標量について設ける段階の数	段階	給与エネルギー目標量について設ける段階の数	段階

②の欄中

- 「給与栄養量及び給与栄養目標量（一般食）」欄の「指標」欄には、給与栄養目標量を定めるために用いた指標についての推定平均必要量、推奨量、目安量又は目標量の別を記入すること。
- ①の注4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加えること。
- 「推奨エネルギー必要量」欄は、実施月の1日現在で記入すること。

所在地

所在地  
 利用者の身体状況等についての評価の実施の有無  
 有・無  
 利用者の食事の摂取量及び嗜好に関する調査の実施の有無  
 有・無

名称 回遊だ(No.11)の園

栄養素等	1人1食当たり給与栄養量	基準値
エネルギー	kcal	kcal
たんぱく質	g	g
脂 肪	g	g
カルシウム	mg	mg
鉄	mg	mg
ビタミンA	μg	μg
ビタミンB <sub>1</sub>	mg	mg
ビタミンB <sub>2</sub>	mg	mg
ビタミンC	mg	mg
穀類エネルギー比	%	%
動物性たんぱく質比	%	%
脂肪エネルギー比	%	%

栄養素	1人1食当たり給与栄養量	給与基準値	
		指標	基準値
たんぱく質	g		g
脂 質	g		g
炭水化物	g		g
食物繊維	g		g
ビタミンB <sub>1</sub>	mg		mg
ビタミンB <sub>2</sub>	mg		mg
ビタミンC	mg		mg



標	ビタミンB <sub>2</sub>	mg	mg	mg	mg
	ビタミンC	mg	mg	mg	mg

給与栄養素	3歳未満		3歳以上	
	1人1日当たり 給与栄養量	給与栄養目標量 指標値	1人1日当たり 給与栄養量	給与栄養目標量 指標値
たんばく質	g	g	g	g
脂質	g	g	g	g
炭水化物	g	g	g	g
食物繊維	g	g	g	g
ビタミンB <sub>1</sub>	mg	mg	mg	mg
ビタミンB <sub>2</sub>	mg	mg	mg	mg
ビタミンC	mg	mg	mg	mg
ビタミンA	μgRE	μgRE	μgRE	μgRE
カルシウム	mg	mg	mg	mg
鉄	mg	mg	mg	mg
ナトリウム	mg	mg	mg	mg
推定エネルギー 必要量	最も大きい者	kcal	3歳以上	kcal
	最も小さい者	kcal		kcal
給与エネルギー 目標量に ついて設ける 段階の数	3歳未満	段階	3歳以上	段階

2 給与栄養量及び給与栄養目標量、欄の「指標」欄には、給与栄養目標量を定めるために用いた指標についての推定平均必要量、推奨量、目安量又は目標量の別を記入すること。

3 「推定エネルギー必要量」欄は、実施月の1日現在で記入すること。

所 在 地

所 在 地

所 在 地		
利用者の身体 の状況等につ いての評価の 実施の有無	有・無	
利用者の食事 の摂取量及び 嗜好に関する 調査の実施の 有無	有・無	

改め 回標(その四)の欄中

給与栄養量及び食品構成の栄養量		1人1日当たり給与栄養量	食品構成量の
栄養素等		kcal	kcal
エネルギー		g	g
たんぱく質		g	g
脂		g	g
カルシウム		mg	mg
鉄		mg	mg
ビタミンA		μg	μg
ビタミンB1		mg	mg
ビタミンB2		mg	mg
ビタミンC		mg	mg
穀類エネルギー比		%	%
動物性たんぱく質比		%	%
脂肪エネルギー比		%	%
荷重平均栄養所要量	エネルギー		kcal
	たんぱく質		g

を

給与栄養量及び給与栄養目標量		1人1日当たり給与栄養量	給与栄養目標値
栄養素		g	g
たんぱく質		g	g
脂		g	g
炭水化物		g	g
食物繊維		g	g
ビタミンB1		mg	mg
ビタミンB2		mg	mg
ビタミンC		mg	mg
ビタミンA		μgRE	μgRE
カルシウム		mg	mg
鉄		mg	mg

に改め 同様式(その

ナトリウム	mg	mg
推定エネルギー必要量	最も大きい者	kcal
給与エネルギー目標量について設ける段階の数	最も小さい者	kcal
		段階

四)の枠を次のように改める。

- 「給与栄養量及び給与栄養目標量」欄の「指標」欄には、給与栄養目標量を定めるために用いた指標についての推定平均必要量、推奨量、目安量又は目標量の別を記入すること。戻り値は回標(その四)の枠中「エネルギー」を「エネルギー」の次に次のように改める。
  - 「推定エネルギー必要量」欄は、実施月の1日現在で記入すること。
- 塩 炭 水 素
- 1)の規則を、公布の日から施行する。

平成十八年四月二十八日印刷  
平成十八年四月二十八日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)